

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和6年10月1日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和6年10月1日(火曜日)

午前9時57分開議

午前11時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第3号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第15号 令和6年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第16号 令和6年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第17号 令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

議案第18号 令和6年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第19号 令和6年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について

議案第22号 工事請負契約の締結について

議案第23号 工事請負契約の締結について

議案第24号 専決処分の報告及び承認について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第37号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第62号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

報告第28号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第29号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①第4次熊本県建設産業振興プラン(案)について

②台風第10号に伴う公共土木施設の被害状況について

③緑の流域治水の推進と五木村・相良

村の振興について

④盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等・特定盛土等）の指定（案）について

出席委員（8人）

委員長 竹 崎 和 虎
副委員長 池 永 幸 生
委員 坂 田 孝 志
委員 湊 上 陽 一
委員 前 田 憲 秀
委員 楠 本 千 秋
委員 坂 梨 剛 昭
委員 星 野 愛 斗

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 宮 島 哲 哉
総括審議員
兼河川港湾局長 村 山 英 俊
政策審議監 久 原 美 樹 子
道路都市局長 菰 田 武 志
建築住宅局長 小路永 守
監理課長 安 田 昌 史
用地対策課長 下 崎 浩 一
首席審議員
兼土木技術管理課長 倉 光 宏 一
道路整備課長 奥 山 和 弘
道路保全課長 高 橋 慶 彦
都市計画課長 松 田 龍 朋
下水環境課長 弓 削 真 也
河川課長 有 働 人 志
港湾課長 田 村 伸 司
砂防課長 堤 哲 也
建築課長 折 田 義 浩
営繕課長 今 福 裕 一
住宅課長 上 野 美 恵 子

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博
政務調査課主幹 坂 口 秀 樹

午前9時57分開議

○竹崎和虎委員長 ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

それでは、付託議案等の審議に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会はインターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部の説明は、着座のままで簡潔にお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

宮島土木部長。

○宮島土木部長 それでは、今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告します。

まず、台風第10号についてです。

非常に強い台風第10号は、暴風、大雨を伴いながらゆっくりと進み、本県においても、8月28日から31日にかけて猛威を振るいました。

県、市町村の公共土木施設の被害は、道路と河川を中心に、現時点で87件、約13億円となっております。現在、応急工事や本格復旧に向けた調査設計を進めており、引き続き早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、球磨川流域の緑の流域治水の推進についてです。

8月24日に、国による球磨村渡地区の遊水地事業の着工式が開催されました。県におい

ても、河川整備や宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保、保全など、球磨川流域の皆様様の生命、財産を守る安全、安心の確保に向けた取組を着実に進めてまいります。

また、五木村の振興については、7月16日に振興計画を改定し、国、県、村の3者で、流水型ダムを前提とした五木村振興をスタートすることを確認しました。

相良村の振興についても、川辺川の河川整備や新たに整備する国道445号深水地区バイパスに係る住民説明会を開催し、今後のスケジュールをお示しするなど、具体的な取組を進めています。

次に、熊本都市圏の渋滞対策についてです。

7月、8月に、知事と熊本市長によるトップ会談を行い、国や周辺自治体、交通事業者等の様々な機関にも連携を働きかけて、これまで以上のスピード感を持って渋滞対策に取り組むことを合意しました。

即効性のある短期的な対策として、信号制御と連携した交差点改良などの取組を、主要渋滞箇所を中心に目に見える形で進めてまいります。また、抜本策となる中長期の道路ネットワーク整備についても、早期実現に向けて着実に取り組んでまいります。

次に、幹線道路ネットワークについてです。

熊本天草幹線道路の宇土道路において、7月に糖塚山トンネルが貫通しました。

また、同月には、天草市の国道389号下田南バイパスの3号トンネルが開通し、さらに水上村の国道388号湯山峠工区で進めておりました道路拡幅が完了するなど、道路改良も着実に進めております。

引き続き、国や地元自治体との連携を図りながら、幹線道路ネットワークの整備にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明します。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案4件、条例等関係議案25件、報告関係2件でございます。

今回の補正予算につきましては、災害復旧関連事業、益城町における土地区画整理事業の宅地造成、住宅耐震化の支援強化に係る経費など、35億8,300万円余の増額補正をお願いしております。

また、追加提案で、台風第10号に伴う応急対応に係る経費4億1,400万円の増額補正をお願いしております。

条例等議案につきましては、公共事業に係る市町村負担金について6件、工事請負契約の締結について2件、専決処分報告・承認案件17件の計25件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、経営状況を説明する書類の提出について2件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、第4次熊本県建設産業振興プラン(案)についてなど4件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

今後とも、災害からの復旧・復興、国土強靱化をはじめとした各事業の推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○竹崎和虎委員長 引き続き、関係課長から説明をお願いします。

○安田監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会の説明資料、経営状況を説明する書類2冊、その他報告事項4件を準備しております。

それでは、建設常任委員会説明資料1ペー

ジをお願いいたします。

令和6年度9月補正予算についての説明を申し上げます。

今回の補正予算は、災害関連事業などに係る予算に加えまして、台風10号に伴う応急対応に係る予算を追加提案しております。

1ページ及び2ページに記載の数字につきましては、追加提案分を合算して整理しております。

まず、1ページ、上の表2段目、今回補正額、表の真ん中辺りになります。一般会計のうち、投資的経費計と書いてございまして、この2段目でございますが、39億9,300万円余、その右隣になります。消費的経費300万円余、そして、一番右側、合計欄になります。今回補正額の合計としまして39億9,700万円余となっております。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

2ページになります。こちら、9月補正予算の総括表になります。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

表左から3列目の補正額の欄は、災害関連事業や益城町における土地区画整理事業の宅地造成、それから、住宅耐震化の支援、普及啓発に係る予算としまして35億8,300万円余、その右側4列目、追号分といたしまして、8月の台風第10号に伴う応急対応に係る予算4億1,400万円を計上しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いいたします。

国支出金7億1,700万円余、地方債28億2,000万円、その他8,000万円、一般財源3億8,000万円余となっております。

以上が土木部の9月補正予算の状況となっております。

監理課からは以上でございます。

○奥山道路整備課長 3ページをお願いいた

します。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

2段目の地域道路改築費でございますが、表右側の説明欄のとおり、3億5,000万円の債務負担行為を設定しております。

これは、国道389号下田南バイパスの工事における2号橋上部工について債務負担行為の設定をお願いするものです。

道路整備課は以上です。

○松田都市計画課長 都市計画課でございます。

4ページをお願いします。

2段目の土地区画整理事業費でございますが、8億5,600万円の増額補正を計上しております。

これは、熊本地震関連としまして、益城中央地区の宅地造成に係る工事を前倒し施行するものでございます。

都市計画課は以上です。

○有働河川課長 河川課でございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、15億6,100万円の増額補正を計上しております。

これは、国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所への復旧等に要する費用で、令和2年7月豪雨や令和6年梅雨前線豪雨等で被災した箇所に対する経費を計上するものです。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、10億9,400万円余の増額補正を計上しております。

これは、令和6年地滑り、梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧に要する経費を計上するものです。

河川課は以上です。

○折田建築課長 建築課でございます。

6ページをお願いします。

2段目の建築基準行政費でございますが、7,100万円余の増額補正を計上しております。

これは、住宅耐震化の推進に要する経費であり、住宅耐震化の普及啓発及び市町村が実施する住宅耐震化推進事業の支援を行うものでございます。

建築課は以上です。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

7ページをお願いいたします。

上から2段目の現年発生災害復旧工事費でございますが、2億円の増額補正を計上しております。

これは、台風第10号により発生した道路上の倒木等の除去や路面の清掃等に要する事業費の増です。

道路保全課は以上です。

○堤砂防課長 砂防課でございます。

8ページをお願いします。

2段目の単県砂防施設維持管理費でございますが、2億1,400万円の増額補正を計上しております。

これは、水上村の小川内川砂防堰堤ほか4か所において、台風第10号の豪雨により砂防堰堤に堆積した土砂、流木を撤去し、機能回復を図るための経費でございます。

砂防課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

9ページをお願いいたします。

令和6年度繰越明許費でございます。

繰越設定につきましては、令和3年度から、9月定例会、12月定例会及び2月定例会をお願いしておりますところでございます。

今回は、10月時点で適正工期が確保できない工事等につきまして、当初契約時から年度

をまたいだ適正工期を確保するとともに、適切な入札契約が行われるよう今議会での設定をお願いするものです。

現時点の発注見通しで繰越しが見込まれる工事等について、1番、一般会計152億9,200万円余、2、港湾整備事業特別会計8億9,000万円、3、臨海工業用地造成事業特別会計6億7,500万円、合計168億5,700万円余の設定をお願いしております。

繰越予算につきましては、事業の進捗管理を含め適切に執行してまいります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

県が施工する公共事業の経費に対する市町村負担金についてです。

市町村負担金につきましては、11ページから17ページにかけまして、第14号から第19号までの6件の議案を提案しています。複数の課にまたがりますので、監理課から一括して説明します。

なお、今回の提案に当たりまして、各市町村に対し、事業計画を説明の上、負担金に係る同意を得ておりますことを申し添えます。

それでは、11ページをお願いします。

議案第14号、令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）についてです。

1の単県街路促進事業から12ページにかけて16件の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

次に、13ページをお願いします。

議案第15号、令和6年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてです。

単県道路改築事業を含む2件の事業について、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

次に、14ページをお願いします。

議案第16号、令和6年度海岸事業の経費に対する市町負担金についてです。

海岸堤防等老朽化対策緊急事業を含む3件の事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町負担分を定めるものです。

次に、15ページをお願いします。

議案第17号、令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金についてです。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市負担分を定めるものです。

次に、16ページをお願いします。

議案第18号、令和6年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてです。

熊本北部流域下水道建設事業を含む6件の事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

次に、17ページをお願いします。

議案第19号、令和6年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金についてです。

道路施設保全改築事業について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町負担分を定めるものです。

なお、これまで御説明いたしました負担金の負担内容につきましては、昨年度から特段の変更がないことを申し添えます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

19ページから25ページにかけて、工事請負契約の締結について、第22号と第23号の2件の議案を提案しています。

提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により提案しているものです。

まず、19ページ、議案第22号についてです。

工事名、新山原水線活力創出基盤交付金(改築)上部工工事。工事内容、橋梁上部工。工事場所、菊池郡菊陽町原水。工期、令和8年3月19日まで。契約金額、6億1,996万円。契約の相手方、日立造船株式会社九州支社。契約の方法、一般競争入札でございます。

20ページをお願いします。

入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準について、本書記載のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

21ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には4者が参加し、令和6年7月10日に開札を行い、日立造船株式会社九州支社が、技術評価点127.7、入札価格5億6,360万円、評価値22.6579で落札となっております。

次に、23ページ、議案第23号についてでございます。

工事名、玉名高校長寿命化改修(第一期)工区1工事。工事内容、(1)第2棟普通教室棟の改修、鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延べ面積3,290平方メートル。(2)渡り廊下棟の改修、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積386平方メートル。(3)昇降口棟の改修、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積321平方メートル。工事場所、玉名市中。工期、令和8年2月20日まで。契約金額、5億8,190万円。契約の相手方、熊野・肥後木村建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

24ページをお願いいたします。

入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び25ページ、2の評価に関する基準について本書記載のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には2者が参加し、令和6年7月10日に開札を行い、熊野・肥後木村建設工事共同企業体が、技術評価点118.82、入札価格5億2,900万円、評価値22.4612で落札となっております。

監理課は以上です。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵等に関する専決処分報告及び承認については、27ページの第24号議案から43ページの第40号議案までの17件でございます。

議案の説明につきましては、44ページから46ページの概要の一覧表にて御説明いたします。

まず、議案番号24号です。

本件は、令和5年9月17日午後8時頃、益城町安永において、被害者が普通乗用自動車を運転し、主要地方道熊本高森線から路外敷地に右折進入する際、進路上のマンホールと路面の段差に車底部を衝突し、損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例等を踏まえ、道路管理者の県とマンホールの設置者の益城町で共同賠償することとし、被害額の4割に当たる9,560円を賠償しております。

次に、議案番号25号です。

本件は、令和6年2月22日午前10時頃、山都町男成において、被害者が一般国道218号を普通乗用自動車で行進中、進路前方に生じた穴ぼこに落輪し、左前後輪等を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、被害額の3割に当たる4万8,105円を賠償しております。

以降は、同一日に同じ場所で発生した事案についてです。まとめて御説明をさせていた

できます。

まず、議案番号26号から28号についてです。

本件は、令和6年3月25日午前5時50分頃及び6時50分頃に、宇城市豊野町において、被害者が主要地方道小川嘉島線を軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪等を損傷したものです。

被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例を参考に、議案番号26号については、事故の発生が日の出前で暗かったことを考慮して、被害額の7割に当たる1万3,146円を、議案番号27号及び28号については、事故の発生が日の出後で明るかったということを考慮し、被害額の3割に当たる2,805円及び3万4,089円を賠償しております。

次に、議案番号29号から31号についてです。

本件は、令和6年3月25日午前10時50分頃及び午後0時55分頃に、美里町船津において、被害者が一般国道218号を軽四輪乗用自動車で行進中、進路方向に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪等を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、被害額の3割に当たる2万691円、2万8,267円、3万446円を賠償しております。

次に、議案番号32号、33号についてです。

本件は、令和6年3月25日午後0時30分頃及び1時30分頃に、益城町杉堂において、被害者が一般県道堂園小森線を普通乗用自動車等で行進中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前後輪等を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、被害額の3割に当たる4万443円及び2,310円を賠償しております。

次に、同じ路線で発生した議案番号34号、36号についてです。

本件は、令和6年3月25日午後6時40分頃及び3月26日午前7時30分頃、益城町宮園において、被害者が一般県道益城菊陽線を軽四輪自動車等で進行中、進路前方に生じた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、議案番号34号については、事故の発生が日没後で暗かったことを考慮して、被害額の7割に当たる9,741円、議案番号36号については、日の出後で明るかったことを考慮して、被害額の3割に当たる1万5,900円を賠償しております。

次に、議案番号35号です。

本件は、令和6年3月25日午後9時5分頃、宇城市松橋町において、被害者が一般国道266号を一般原動機付自転車で進行中、進路前方に生じた穴ぼこに前輪がはまって転倒し、打撲等の傷害を負うとともに、自車の右側カウル等を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったものの、夜間の雨天時の事故であり、被害者が穴ぼこを確認し、回避しづらい状態であったことを考慮して、被害額の8割に当たる12万6,872円を賠償しております。

次に、議案番号37号です。

本件は、令和6年4月8日午前5時30分頃、宇城市豊野町において、被害者が主要地方道小川嘉島線を軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方に生じた穴ぼこに落輪し、左前後輪等を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考にし、被害額の7割に当たる7万1,271円を賠償しております。

次に、議案番号38号です。

本件は、令和6年5月16日午前7時頃、阿蘇市一の宮町において、被害者が一般国道265号を軽四輪乗用自動車で行進中、道路左側に設置されたカーブミラーから脱落したミラーと衝突し、右前部バンパー等を損傷したものです。

被害者が事故を回避することは困難であることを考慮して、被害額全額に当たる7万1,540円を賠償しております。

次に、議案番号39号です。

本件は、令和6年5月16日午前8時45分頃、多良木町久米において、被害者が一般県道中河間多良木線を軽四輪貨物自動車で行進中、進行左側ののり面に生育した樹木が道路側に倒れ込み、車両に直撃し、ルーフ等を損傷したものです。

本件は直撃事案であり、被害者が事故を回避することは困難であることを考慮し、また、被害車両の型式が平成17年式と古かったことから、車両時価額10割相当の9万4,000円を賠償しております。

最後に、議案番号40号です。

本件は、令和6年6月28日午前10時30分頃、益城町宮園において、被害者が一般県道益城菊陽線を軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方に生じた穴ぼこに落輪し、左後輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例等を参考に、被害額の8割に当たる1万2,000円を賠償しております。

今回は、特に、雪及び上益城管内で穴ぼこによる管理瑕疵事故が多発しました。この要因は、いずれも大型車両が頻繁に通行する路線であり、常温合材による応急補修を実施しておりましたが、事故当時、警報が発令されるほどの大雨により、これらの補修が剥がれ落ちてしまったものと考えております。

事故の報告を受け、早急に維持管理課長会議を開催し、事案の共有を図るとともに、交通量が多い路線を中心にパトロールを行い、必要な対策を実施するように指示をいたしました。その結果、ゴールデンウィーク前までに約850か所で補修等が完了しております。

今回事故が多発しました国道218号、小川嘉島線、益城菊陽線、堂園小森線においては、補修、修繕工事も完了しております。

引き続き、応急補修箇所経過観察及び大型車両が多い路線における早めの対策を徹底してまいります。

また、同一箇所において時間差で事故が発生していることから、県への連絡を迅速化できるように、被害者が真っ先に連絡をする修理工場や自動車のディーラーなどの関係機関に対しても、道路異常箇所の通報制度の周知について協力を要請したところです。

これらの取組により、今後も道路管理瑕疵の事故の未然防止に努めてまいります。

道路保全課は以上です。

○奥山道路整備課長 道路整備課でございます。

47ページ、報告第28号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出につきましては、お手元に配付しております冊子により説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

令和5事業年度事業報告書でございます。

1の総括ですが、熊本県道路公社は、平成4年に設立し、上天草市松島町今泉から合津までにおいて、有料道路事業を活用しながら建設を進め、平成14年5月に延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通させております。

2の令和5事業年度の事業実施状況ですが、松島有料道路の開通後は、通行料金徴収や維持管理業務を行うとともに、平成19年度に開通した松島有明道路、平成30年度に開通した三角大矢野道路、昨年開通しました本渡道路の維持管理業務を県から受託して実施しております。

2ページをお願いします。

3の(1)に通行台数実績を示しており、令和5年度は、年間約176万台、1日平均4,807台となっております。

グラフー1を御覧ください。

各年度において、左側の薄い棒グラフが計

画台数で、右側の濃い棒グラフが実績台数を示しております。

松島有明道路開通後の平成20年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度については、計画を大きく上回る通行がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により、通行台数は、令和2年度に大きく減少しましたが、その後、徐々に回復しております。令和2年度から5年度における交通量の減少を踏まえましても、平成14年5月の開通からの交通量の累計は、資料には記載しておりませんが、計画を約17%上回る実績となっております。

(2)には、通行料金の収入実績を示しており、令和5年度は、3億1,500万円余であり、計画を約5%下回っております。

グラフー2を御覧ください。

こちら、松島有明道路開通後の平成20年度から令和元年度については、計画を上回る収入があり、令和2年度から5年度における収入の減少を踏まえても、平成14年5月の開通からの収入の累計は、資料には記載しておりませんが、計画を約1.8%上回る実績となっております。

次に、3ページをお願いします。

4の貸付金等の償還状況です。

まず、松島有料道路事業は、政府貸付金21億5,000万円、地方公共団体金融機構借入金6億4,500万円、県出資金15億500万円、合計43億円を建設資金としております。そのうち、県出資金を除く長期借入金の政府貸付金と地方公共団体金融機構借入金は、償還計画どおり償還しております。

次に、4ページから7ページに貸借対照表、損益計算書、財産目録を示しております。

内容につきましては、2ページ、3ページで御説明した料金収入や貸付金等の状況等を詳細に示したものでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、8ページの令和6事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路の管理業務につきましては、本年度も通行料金徴収及び道路維持管理業務を行います。

道路施設の維持管理につきましては、電気設備や気象観測設備の更新工事、管理事務所改修工事などを実施する予定でございます。

2の松島有明道路、三角大矢野道路及び本渡道路の維持管理受託業務につきましては、引き続き、県から道路公社が受託し実施してまいります。

次に、9ページの令和6事業年度収支予算書でございます。

収入としましては、通行料金や受託業務など合計3億7,400万円余を計上し、支出としましては、一般管理費4,300万円余、業務管理費3億3,500万円余などを計上しております。

なお、収入と支出の差額につきましては、過年度の繰越金により補填いたします。

資料の説明は以上でございます。

なお、開通からの交通量及び収入実績の累計は計画を上回っておりますので、道路公社の経営は問題ない状況でございます。

道路整備課は以上です。

○有働河川課長 河川課でございます。

48ページをお願いします。

報告第29号の一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況につきましては、別途お手元に配付しております書類にて説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

1の事業についてですが、当財団の事業は、阿蘇立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うものです。

具体的には、南阿蘇村が策定した南阿蘇村

地域整備計画に基づき村が実施する事業に対し、県及び下流域の3つの市町が事業費の助成を行うものです。

助成対象事業は、ダム周辺の道路、公園、集会施設等の15事業で、うち12事業は平成21年度までに完了しており、3事業が残っております。

2の関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付ですが、令和5年度の資金の交付実績はありません。これは、残る3事業がダム工事完了後でなければ工事に着手できないため、平成22年度から中断しております。

3のダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡ですが、理事会、評議員会のほか、南阿蘇村等との意見交換会を行っております。

2ページをお願いします。

令和5年度決算書のうち、収支計算書です。

収入は、資産運用益等で、左から3列目、決算額の列の中ほど、当期収入合計(A)欄に記載のとおり、491円となっております。支出は、旅費交通費、租税公課、雑費で、下から2段目、当期支出合計(B)欄に記載のとおり、8万8,259円となっております。当期収支差額は、最下段のとおり、8万7,768円の赤字となっております。

5ページをお願いします。

貸借対照表です。

左から4列目、増減の列の下から2段目のとおり、正味財産は前年度より8万7,768円減少し、最下段のとおり、令和6年3月31日現在の負債及び正味財産合計は、3,329万円余となっております。

次に、少し飛びまして、10ページをお願いいたします。

令和6年度事業計画書です。

令和6年度以降は、阿蘇立野ダムの完成に

伴い、南阿蘇村による事業が再開されます。

令和6年度においては、多目的記念館建設及びスポーツ広場設計が予定されており、これらの事業に対する資金の交付として、9,414万円余の助成を計画しております。

11ページをお願いします。

令和6年度収支予算書です。

主な収入としましては、受取負担金として7,616万円、受取寄付金として2,018万円余を予定しております。支出としましては、事業費として9,415万円余、管理費として14万7,000円を予定しております。

河川課の説明は以上です。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○淵上陽一委員 冒頭、土木部長の総括説明で、今回、台風10号の被害状況について報告がありました。また、今回の予算関係では、熊本地震の益城町土地区画整備事業や住宅の耐震化の強化に関わる補正予算が議案に計上されております。

8月8日でありましたけれども、ちょうど大分で会議に出ておまして、9階にいたわけでありまして、大きな地震があったわけでありまして、いつ、どこで地震があるかわからないなというふうに思っておりまして、常にやはりそれに対して備えていかなければならないということを改めて感じたわけでありまして。

熊本地震や能登半島の地震などでは、道路が命の道として重要な役割を担ったというの

は、皆さん方も御存じであるというふうに思っております。

これはお礼でありますけれども、私が県議に当選したときからお願い、要望させていただいていたわけでありまして、分田橋の件についてお願いをさせていただいておりました。早速、今年度、地元のほうに御説明をいただいたということで、本当に多くの皆さんからお礼の電話をいただいているわけでありまして、本当に感謝をしております。

この分田橋は、昭和12年に架けられているわけでありまして、87年もたっております。橋の話をお聞きすると、大体昭和に造られたと。また、高度成長期にかなりの橋が造られたというふうに聞いているわけでありまして、県では、今はよく耳にするのは、どうしてもTSMC関係で渋滞の話をお聞きわけでありまして、やはり橋梁についても、しっかりと地震の対応をやっていくべきだというふうに思っておりますけれども、今の現状は、どういうふうに進めていこうと考えておられるのか、ちょっと聞かせていただければというふうに思います。

○奥山道路整備課長 道路整備課です。

橋梁の耐震化につきましては、県内の橋梁のうち、まずは、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震時に致命的な損傷を受けないようにということで、落橋防止対策を進めてきております。

その次の段階として、損傷が限定的にとどまって橋としての機能回復を速やかに行える対策という、そういう性能を持たせた耐震化を進めてきております。

現状としまして、今言いました対象の橋梁が700橋近くございます。そのうち、70数パーセントの対策を終えているという状況でございます。非常にお金もかかる対策でございます。今国土強靱化予算を積極的に活用しながら進めているところでございます。

以上です。

○淵上陽一委員 考え方、また、進捗状況はよく分かりました。

地震の備えとして、また、県民の安心、安全のためには、橋梁の耐震計画が進むことは大変重要だというふうに思っておりますし、耐震化については、前倒ししてでもどんどんやっていく必要があるというふうに思っております。

今、国土強靱化の予算がないと大変なことになるんだろうなというのもよく分かりました。私たちも、国に対して、国土強靱化の予算の確保については、しっかりとお願いしていきたいというふうに思っておりますので、そこは一緒にやらせていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○竹崎和虎委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

道路公社の経営状況を説明する書類で、2点ほどお尋ねしたいと思います。

5ページで、道路公社の令和5年度の損益計算書があるんですけども、雑収入に4,730万とあるんですけども、この内訳は、どういう内容なんでしょうか。

5ページの右側の欄ですね。

○奥山道路整備課長 すみません、今調べさせていただきます。

後ほどお答えさせていただいてよろしいですか。

○前田憲秀委員 次年度の予算にはゼロなので、何か特殊なものなのかなと思ってお尋ねをしたんですよ。道路収入の1割を超えるぐらいの金額が載っているものですから、内訳は何なのかなと。通常、こういう雑収入に

関しては、どういう内容が含まれてますというのは、何かつけられておいたほうがいいんじゃないかなと。

後で結構です。よろしくをお願いします。

もう1点、いいですか。

2ページに行っていて、例のETCX収入、4年度が110万で、5年度は1,750万と非常に伸びております。2ページの(2)の料金収入内訳のところですね。

このETCXというのは、通常のETCでは通れないという認識ですけども、何か島民の方、ふだん使われる方とか、このETCXつけた方が多くなったとか、そういう傾向があるんでしょうか、ETCXの収入がどおんと増えてますけれども。

○奥山道路整備課長 また確認して、間違っていれば訂正させていただきますけれども、ETCXの設置が年度途中だったということで、フルでETCXが稼動したのが令和5事業年度というふうに思います。

確認して、また、違っていれば訂正をさせていただきます。

○前田憲秀委員 私も、4年度が数か月間で、5年度はフルの1年間だからかなと思ったんですけども、あまりにも金額が多くなっているんで、利用している人はいいですし、我々なんかは普通のETCだから、これは使えないものですから、何か簡易にそれが登録できるのであれば、もっと普及してもいいのかなと。

これは、人の問題とか様々聞いているので、完全自動化にするわけにもいかないみたいな話も聞きましたので、内訳が分かったらまた教えてください。よろしくをお願いします。

委員長、もう1点だけいいですか。

冒頭の部長の概要説明の中で、2ページで、都市圏の渋滞対策なんですけれども、文

章の中で、即効性のある短期的な施策としてということで、信号制御と連携した交差点改良の取組と、これはもう再三言われているんですが、何か具体的に、この信号制御を直す予定ですか、速効性なんで、そういう話が出てくるのかなというのをお聞きしたいんですけれども。

○宮島土木部長 現在、即効性のある対策については、年内にできるだけ多くの箇所を皆さんにお示ししたいということで、都市圏の市町さんとも、特に渋滞の多いポイント、そういったもので、どういった場所が適用できるかというのを、今一緒に検討をしているところでございます。

その中でも、例えば、1つの路線について、単発でやるのではなくて、例えば、市町をまたがったエリアで連続して交差点の改良をやることで、路線としての効果があるような場所はないのかとか、そういった観点で今調査をやっている段階でございますので、具体的な箇所については、明らかに次第公表させていただければと思います。

○前田憲秀委員 よろしくお願ひします。

渋滞対策、私、一般質問でも取り上げたんですけれども、なぜ部長に聞かなかったのかと後でお叱りもいただいたもんですから、部長から何かあるのかなとも思ってお尋ねしました。

即効性、短期的というのは、半年なのか、1年以内というくりなのかあれですけれども、年内にということなので、信号の制御、そういったのもあるのであれば、その後、確かにこの渋滞が解消されたという科学的なデータもしっかりお示しいただければいいんじゃないかなあというふうに思っていますので、これも前から言われていることなので、7月、8月に、知事と市長のトップ会談で、何とかいけそうだという雰囲気はできている

と思うので、ぜひそこは部長のリーダーシップで頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○宮島土木部長 今御指摘いただきましたように、やはりどこをやるのかというのをきちり県民の皆さんにお知らせする、そしてその進捗についても見える化する、さらにその効果をまた皆さんにお知らせすることで、段階的に、かつ着実に効果を得ていきたいと思っておりますので、しっかりと対応させていただきます。

○前田憲秀委員 よろしくお願ひします。

○竹崎和虎委員長 ほかにございせんか。

○坂田孝志委員 先ほど国土強靱化の話がありましたけれども、今度新たな計画に向けて、中期計画というのを作成しなきゃならぬということで伺っておりますが、これは、この作業にもう入っておられるわけですか。国から方針か何か示されたんですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○安田監理課長 中期計画、国のほうで今、今年の内にとれぐらいの規模感で、どれぐらいの期間でというようなお話は頂戴はしておるところではございますけれども、私どもが直接的に国に対してというような感じでは、今のところは——要望はしておりますけれども、直接的には要望自体のところまで終わっているようなところでございます。

○坂田孝志委員 もうこれは去年からの話ですよね。3か年計画と加速化計画のときは、県でこういうことをするとか、積み上げた数字があったと思うんですが、次、それに向けてそういう作業をしませんと、さあ、果たしてどれぐらいかかるのか、大枠の数字だけ上

げても、熊本に関わるような箇所、場所、総額というのは、作業があらかじめ必要じゃないのかなと私は感じているんですが、どうもこれが、新たな計画が示されて、法的に担保されたと言うんですけれども、何か作業が随分遅れているなどと思って。骨太計画か、あれにもうたわれたといいますが、その先ですよ、具体策、そこはやっぱり詰めなきゃならぬことじゃないんでしょうかね。いかがですかね。

国からもおいでとんなるんですが、何かそこら辺のことが、情報といいますか、進み具合、事務作業のことは御存じありませんか。

○村山総括審議員 強靱化の計画について、先ほど監理課長がお話ししましたように、要求のほうをしているところなんですけれども、具体的な作業が国から現時点で来ているというところではないと思います。

具体的な中身を県として詰めていかないといけないという、そういう話だと思いますけれども、もちろん実施中期計画の中身というところがどうなっていくかというところも見据えながらですけれども、やはり県の内部としては、そのあたりしっかりと、どういったところをやっているかなくちゃいけないかというのは内部で検討していかなくちゃいけないというふうに思っていますので、そのあたりしっかりとやっていきたいと思っています。

○坂田孝志委員 必要箇所、いっぱいあると思いますから、国から言われてばたばたしないように、やっぱりあらかじめそういうところを——トンネルや橋梁や様々あるでしょう、そこはやっぱりリストアップして、予算がきちんと取れる準備はしておくことは必要なことかと思っていますので、それに向けて取りかかっていたきたいと思っています。

道路保全課長がこっち向いておられますから、ちょっとお尋ねしたいなどと思って。

いやいや、大したことはないんですけども、報告でカーブミラーが落ちて——まさかこんなことはないですよ。でも、あったということは、管理しておられるのは調べられましたですかね、市町村のやつもあるでしょう。

○高橋道路保全課長 誠に申し訳ございません。県で管理しているカーブミラーにつきましては、毎年重点点検という形でしております。過去もしておりますけれども、ちょっとこういう事態に陥ったということは非常に県民の皆さんに申し訳なく感じてます。

また、引き続き確認するし、以前、四国のほうだったと思うんですけれども、通学路上で、やはり同じようにカーブミラーが倒れて、子供様がけがをされたというのがありますので、それにつきましては、毎年、夏休み中に通学路の交通点検というのを、学校関係者とか道路関係者、警察の方も入ってやっていますので、そのときにしっかり見るようにちゃんと指示も出してやってまして、できるだけ起きないように努めてまいりたいと思っております。以後、気をつけます。

○坂田孝志委員 市町村設置もあるんじゃないですか。市町村に対してはいかがですか。

○高橋道路保全課長 市町村についても、ヒアリングをずっとさせてもらっていますので、その中で適切に管理をするようにという形で指導してまいりたいと思います。

○坂田孝志委員 折田建築課長。耐震の対策について、これは市町村事業だったですよ。そうでありますから、議決後、市町村に対しても、事業の内容説明だとか、いろいろしていかなきゃならぬですが、あらかじめいろいろそういう内容をお知らせしながら——ぜひこの市町村に取り組んでいただかな

いと、これは何にもならないことでありますから、いろいろ補助額も上げて、負担額も抑えながら、また、対象とする期間も引き上げたわけでありますから、どんなふうな今の状況でしょうか、ちょっとお聞かせいただければなあと思っております。

○折田建築課長 ありがとうございます。

予算について、今定例会に上げさせていただいておりますので、議決いただいた後、すぐに動けるようにということで、要綱自体は県のほうで今作成をしておりますし、内容についても、少し市町村の御意見も伺いながら、速やかに対応できるように準備しているところでございます。

ただし、委員のおっしゃったとおり、市町村の事業ということになりますので、市町村によっては速やかにというわけには——少し時間いただくところもあるかと思っております、丁寧に説明しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 大きな地震の注意報も出ましたし、日奈久断層帯等のこともありますから、速やかに事業に取りかかっていたらのように努力していただきたいと、こう思います。

以上でございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号まで、第14号から第19号まで、第22号から第40号まで及び第62号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、一括

して採決いたします。

議案第1号外28件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外28件は、原案のとおり可決または承認することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、順次報告をお願いします。

○安田監理課長 監理課でございます。

報告事項1、第4次熊本県建設産業振興プラン(案・概要)について御説明申し上げます。

本件につきましては、6月の建設常任委員会で素案を御説明申し上げまして、その後、県政パブリックコメントの実施と併せまして、7月、8月の2か月間をかけまして、改めて県内各地域の関係団体との意見交換を行ってまいりました。

その際頂戴いたしました御意見につきましては、既にプランに記載の内容でございましたので、新たな変更点等はございません。

今回、改めての御説明は省略させていただきます。

今後は、今月中にプランを策定いたしまして、関係団体と連携しながら建設産業の振興

に向けた取組を進めてまいります。

監理課からは以上でございます。

○有働河川課長 河川課でございます。

右上に報告資料2と記載の資料をお願いいたします。

台風第10号、8月28日から31日においては、湯前町で27日から30日の総雨量が522.5ミリに達し、8月の月降水量平年値の1.3倍となるなど、記録的な大雨となった地域がありました。

県管理道路においては、台風の被害により17か所で全面通行止めが発生しましたが、倒木、崩土の除去や応急工事などを実施し、全ての箇所での全面通行止めを9月17日に解除しております。

9月10日時点での公共土木施設の被害状況は、県、市町村合わせて87件、被害報告額は、約13億円となっています。

現在、応急工事の実施や復旧工事に向けた調査、測量等を行っており、一日も早い復旧に向け全力で取り組んでまいります。

報告資料の説明は以上です。

続いて、右上に報告資料3と記載の資料をお願いいたします。

本件につきましては、昨日の総務常任委員会でも同様に御報告いたしました。

まず、新たな流水型ダムに関し、国で進められている法と同等の環境アセスメント手続についてです。

先週9月24日に、国の委員会が開催され、提出されていた国土交通大臣意見に全て対応する予定との九州地方整備局の見解が示されたところです。

今後、最終段階となる評価レポートが作成、公表され、令和3年度から行われておりました一連の手続が完了することとなります。

また、今後新たに技術検討会を立ち上げられ、アセス手続完了後も、さらなる環境への

影響の最小化を追求されます。

続いて、球磨村渡地区遊水地事業についてです。

8月24日に着工式が開催され、今月、工事に着手されたところです。現在、球磨村で平時の利活用を検討されていますので、村が描く復興まちづくりのビジョンの実現に向け、しっかりと後押ししてまいります。

続いて、今回初めての取組となった人吉市「緑の流域治水」に関する職員研修会についてです。

9月4日に人吉市の企画で開催されました。

冒頭、松岡市長から、人吉・球磨地域は、地形的な特徴から治水安全度を高めることが重要、住民からのお問合せに対し、正しい内容で答えられるように緑の流域治水について学んでほしいとの訓示の後、国、県から、管理する河川での具体的な治水対策内容や新たな流水型ダムの構造、環境影響に対する工夫等について説明いたしました。

今後、流域の他の市町村でも同様に開催が企画されており、引き続き、緑の流域治水に対する皆様の御理解がさらに深まるよう、情報発信に努めてまいります。

資料の裏面を御覧ください。

8月24日に、川辺川の役割や特徴、河川環境を学ぶ「川辺川で学ぼう！2024」を開催いたしました。当日は、川辺川周辺の相良村、人吉市の小学生、保護者が参加されました。実際に川に入って生物を捕まえたり、水質調査を行ったりと、川辺川の水質がきれいなことを改めて確認していただく機会となりました。

続いて、五木村、相良村の振興について御報告します。

五木村では、7月16日に五木村振興計画を一部改定しました。

その後、8月には、村主催の7回の行政座談会に参加し、村民の皆様へ御説明すると

もに、御意見を直接伺いました。

引き続き、村、県、国の3者で連携し、流水型ダムを前提とした新たな五木村振興に取り組んでまいります。

相良村では、7月24日に平川地区の河川整備について住民説明会を開催し、6月の流域治水説明会で村民の皆様からいただいた河川環境に関する御意見を踏まえて、見直した整備計画をお示しいたしました。

また、国道445号バイパス整備や農業基盤整備、企業誘致等も進捗しています。

今後とも、国、五木村、相良村と一体となって、両村の振興を推進してまいります。

最後に、令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プランについてです。

これまで、豪雨災害後の令和2年に復旧・復興プランを策定し、取組を進めてまいりました。現在、復旧・復興プランに掲げている基本理念や目指す姿は継承しつつ、現在の地域の実情を踏まえたものへと改定を進めています。仮称ですが、新時代共創復興プランとして、県の総合戦略との整合も図りながら、年内に公表いたします。

報告は以上です。

○折田建築課長 建築課でございます。

昨年度の9月に報告させていただいております宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法への県の対応について、改めて御報告させていただきます。

なお、本件につきましては、建設常任委員会のほか、農林水産常任委員会においても同様に御報告させていただいております。

それでは、その他報告事項の資料を御覧ください。

盛土規制法の概要等については、これまで御報告させていただいておりますが、このたび、盛土規制法における県内の熊本市を除いた規制区域の指定案を作成いたしました。

また、今後の運用開始日等のスケジュール

につきましても、今回の委員会に御報告させていただくものでございます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

1の背景・必要性でございます。

令和3年7月、静岡県熱海市における災害を受け、全国で統一の基準、規制を設ける必要性が指摘されました。

2の法律の概要でございます。

盛土規制法は、旧法である宅地造成等規制法を抜本的に改正し、全国一律の基準で包括的に規制するというものでございます。

県は、規制区域を指定し、規制区域内で行う一定の盛土等の行為は、事前に許可や届出が必要になります。

次に、3の県の対応でございます。

土木部と農林水産部が連携し、令和4年度から検討を進めており、今回規制する区域案を作成しました。政令市である熊本市については、熊本市長が指定を行います。

次に、4の区域指定の考え方になります。

規制区域の指定に当たって、リスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定という国の基本方針を下に、既存の宅地造成防災区域を除いた県内全ての地域を、宅地造成等工事規制区域、または特定盛土等規制区域に指定することとしました。

区域指定のイメージにあるとおり、宅地造成等工事規制区域は、市街地や集落など盛土等が行われれば人家等に影響を及ぼし得るエリアで、一定規模以上の人が活動を行う土地の区域を、そして、特定盛土等規制区域は、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危険を及ぼし得るエリアなどです。

熊本市や九州各県においても同様の考え方で全域を指定することとしております。

右の県内地図を御覧ください。

この規制区域指定案については、これまで市町村と数回の協議を重ね作成してまいりました。ピンク色で表示しておりますのが宅地

造成等工事規制区域、緑色で表示しておりますのが特定盛土等規制区域となっております。拡大した地図のとおり、区域の境界については、道路や水路等を用いて分かりやすいものとし、熊本市や隣県との境界地域においても、それぞれと協議、調整を行って作成しております。

最後に、5の今後のスケジュールになります。

前段で御説明しましたが、この規制区域指定案については、10月中にパブリックコメントを実施いたします。期間は、一月程度の期間で、県民に向けて意見を聴取してまいります。

県内における運用開始日については、これまで令和7年4月から5月としておりましたが、令和7年4月1日から運用開始することで準備を進めております。4月以降にスムーズな事務手続等が行えるように、令和7年1月には指定告示を行い、周知期間を十分確保したいと考えております。

また、現在、市町村広報紙の活用や関係団体の個別説明など、法の概要などについての周知を行っておりますが、今後も継続して説明会等での周知を実施してまいります。

建築課からは以上です。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で委員から何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回建設常

任委員会を閉会いたします。

午前11時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長